

議第147号

呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市隣保館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市隣保館条例の一部を改正する条例

呉市隣保館条例（平成16年呉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(設置)</p> <p>第1条 生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発を図るため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、次のとおり隣保館を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜会館</td> <td>呉市豊浜町豊島3462番地の4</td> </tr> <tr> <td>呉市山の手コミュニティセンター</td> <td>呉市山手2丁目3番6号</td> </tr> <tr> <td>呉市広コミュニティセンター</td> <td>呉市広白岳3丁目6番6-101号</td> </tr> <tr> <td>呉市早瀬コミュニティセンター</td> <td>呉市音戸町早瀬2丁目54番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜会館</td> <td style="text-align: center;">15,180円</td> </tr> <tr> <td>呉市山の手コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">21,510円</td> </tr> <tr> <td>呉市広コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">9,900円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		呉市豊浜会館	呉市豊浜町豊島3462番地の4	呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号	呉市広コミュニティセンター	呉市広白岳3丁目6番6-101号	呉市早瀬コミュニティセンター	呉市音戸町早瀬2丁目54番1号	略		名称	使用料	略		呉市豊浜会館	15,180円	呉市山の手コミュニティセンター	21,510円	呉市広コミュニティセンター	9,900円	<p>(設置)</p> <p>第1条 生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発を図るため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、次のとおり隣保館を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜会館</td> <td>呉市豊浜町豊島3462番地の4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜会館</td> <td style="text-align: center;">15,180円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		呉市豊浜会館	呉市豊浜町豊島3462番地の4	略		名称	使用料	略		呉市豊浜会館	15,180円
名称	位置																																						
略																																							
呉市豊浜会館	呉市豊浜町豊島3462番地の4																																						
呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号																																						
呉市広コミュニティセンター	呉市広白岳3丁目6番6-101号																																						
呉市早瀬コミュニティセンター	呉市音戸町早瀬2丁目54番1号																																						
略																																							
名称	使用料																																						
略																																							
呉市豊浜会館	15,180円																																						
呉市山の手コミュニティセンター	21,510円																																						
呉市広コミュニティセンター	9,900円																																						
名称	位置																																						
略																																							
呉市豊浜会館	呉市豊浜町豊島3462番地の4																																						
略																																							
名称	使用料																																						
略																																							
呉市豊浜会館	15,180円																																						

呉市早瀬コミュニティセンター	9,930円		
略		略	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市山の手コミュニティセンターほか2施設を廃止するため、この条例案を提出する。